

## 一般財団法人和同会 障害のある者の雇用と活躍推進に関する理念

平成30年4月1日  
理事長制定

一般財団法人和同会(以下「本会」という。)は、障害者の権利に関する条約(平成26年2月19日効力発生)第27条「労働及び雇用」の精神のもと、障害のある者が能力を十分に発揮して働ける環境の整備を積極的に推進する。

障害のある者の雇用促進は本会が当然果たすべき社会的責任でもあるため、従前の慣習・規則にとらわれることなく、柔軟な発想をもって障害のある者の雇用を一層推進し、その活躍を積極的に支援していくことをここに宣言する。

